

人事異動に関する用語解説（徳教団）

令和5年度改訂版

R5.12月

1 教諭（新任教員）について

- (1)採用後3年を経過した教職員は，原則として配置転換を行う。
[平成16年より]
- (2)遠距離勤務は，実勤務2年間で終了する。
[平成24年より]
- (3)新任教員は，採用後10年の間に（県外勤務は含まない）原則として，遠距離勤務（中距離勤務）を義務づけ，勤務形態としては，次の①～③のいずれかの場合とする。
[平成24年より]
- ①遠距離（中距離）勤務 → 本拠地または，通勤可能な範囲
- ②近距離勤務（3年） → 遠距離（中距離）勤務
→ 本拠地または，通勤可能な範囲
- ③近距離勤務（3年） → 近距離勤務（2～3年）
→ 遠距離（中距離）勤務 → 本拠地または，通勤可能な範囲

〈遠距離勤務〉

- ・自宅から勤務先までが約40Km以上の勤務
- ・実勤務2年間で終了，希望により3年勤務することができる。
- ・勤務終了後は，本拠地または通勤可能な範囲の学校に赴任することを基本とする。

〈中距離勤務〉

- ・自宅から勤務先までが約20Km以上約40km未満の勤務とする。
- ・原則として本拠地と異なる市町村での勤務とし，実勤務3年間で終了とする。

〈近距離勤務〉

- ・自宅から勤務先までが約20Km未満の勤務とする。

○遠距離勤務・中距離勤務を決定するのは県教育委員会である。

○養護教諭には中距離勤務は適用されない。

2 教諭（中堅教員）について

- (1) 計画交流（計交）＝市町村教委からの推薦を受け，県教委面接あり。
- 生活の本拠地とは別の郡市においての勤務及び勤務期間は原則2年間
 - 勤務期間については，本人の希望等を勘案して1年間の延長を認める。

- 勤務期間満了後は、原則として出身郡市内に転任
- 教頭任用の受審年齢引き下げ条件の一つであったが、計画交流等の多様な勤務経験を重視すると要綱に記載されている。

(2) 管区外交流（管交）＝他管区との人事交流で普通異動。

- 同一市町村勤務の年数がひとつの目安 [平成16年度末より]
- 勤務期間については、原則2～5年間

(3) 市町村立学校・県立学校間交流

- 勤務年数が3年以上の者で、適任者を市町村教委・県立学校長が推薦する。
- 被推薦者のうちから県教委が選考し、「市町村立・県立校種間交流者名簿」に登載される。
- 勤務期間は原則として3年
- 市町村教委の推薦に係る市町村立・県立校種間交流者で勤務期間を満了した者は、原則として出身管区内に転任
- 市町村立から県立中学校への異動は交流でなく、普通異動。

(4) 校種間の交流の推進＝小学校と中学校との交流

- 小中両方の免許を所有する者
- 交流は3年を基本。新任遠距離扱い（3年）も可。交流終了後は元の校種に異動。
- 個人希望票に記入欄あり。
- 希望者の中から、県教委が交流者を決定し、人事配置を行う。

(5) 生徒指導主事＝原則5年を限度とする。

※主事終了者はできる限りその校にとどめ、協力体制をとる。

3 養護教諭・栄養教諭・学校事務職員・学校栄養職員について

(1) 新任＝遠距離勤務3年間を原則とする。

(栄養教諭への任用替え者は除く)

(2) 年齢順遠距離勤務

- 年齢順に遠距離勤務を行う。通勤・泊勤務の選択は本人の自由意志による。（勤務先が決まってから決定する。）
- 勤務期間は、泊勤務・通勤いずれも2年を原則とする。
[平成16年度末より]

- 年齢順遠距離勤務1回目該当者は、採用後8年経過以降の者で、年齢順位の上位の者からとする。年齢順遠距離勤務2回目該当者

は、年齢順位の上位の者からとなる。

- 年齢順遠距離勤務者を少なくするための措置として、へき地等に生活の本拠がある者については、年齢順遠距離勤務保留者となる。
- 年齢順遠距離勤務の先取りは原則としてしない。
※人数が予定者の都合で確保されない時は、年齢順に先取り希望者を募る。（その校2年以上の者）
- 年齢順遠距離勤務終了者は、通勤可能範囲への転任となる。

(3) 市町村立学校・県立学校間交流

- 学校事務職員は人事交流なし。栄養職員は3年を原則。
- 市町村立から県立中学校への異動は普通異動。

4 管理職（教頭）について

新任教頭は、3年間の遠距離勤務を原則とする。

[平成16年度末より]

5 その他の留意事項

- 1 その校の在籍年数が少なくとも2年以上の者でなければ、原則として異動を行わない。5年を越える者については、原則として配転を行い人事の刷新に努める。
- 2 その校10年以上（養護・事務・栄養は5年）の在籍者は、特別な場合を除き配転とする。（鳴教大、在外日本人学校、長期研修生等への派遣期間を除いた実勤務年数）

今年度末限り

（定年延長に係る人事異動関係の変更点について）

1. 人事異動要綱の特別な運用について

① 特別な運用の対象となる教職員

- A 令和7年3月31日に61歳で定年退職となるもので、かつ、令和6年3月31日時点でその校の在職年数が10年となる、主幹教諭、指導教諭、教諭
- B 令和7年3月31日に61歳で定年退職となるもので、かつ、令和6年3月31日時点でその校の在職年数が5年となる、養護教諭、栄養教諭、事務職

② 特別な運用の内容

- ・「①のA」の者については、人事異動要綱 II 実施要項 I 異動・交流(3) 中にある『特別な場合』とし、原則として配置転換は行わない。
- ・「①のB」者については、人事異動要綱 II 実施要項 I 異動・交流(7) 中にある『原則』として扱わず、配置転換は行わない。